



平成 23 年 9 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社アメニティ
代 表 者 代表取締役社長 山戸 里志
(コード番号 : 2188)
問い合わせ先
役職・氏名 取締役社長室長 森田 利香
電 話 045-371-7676

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 27 日開催の定時株主総会において、下記のとおり承認されましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款の一部変更

①変更の理由

当社で発行していた種類株式（甲種株式）は、現行定款第 11 条に基づき、平成 23 年 5 月 31 日を取得日として、甲種株式 1 株につき、当社の普通株式 1 株を甲種株主に交付をいたしました。これにより、平成 23 年 5 月 31 日をもって、当会社の自己株式（甲種株式）157 株を消却いたしました。よって、現行定款 第 6 条 発行可能株式総数の内容の変更、および第 3 章 種類株式の内容を削除したものであります。

②変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(変更箇所は下線部で表示)

現行定款	変更後
第 1 条～第 5 条 (条文省略)	第 1 条～第 5 条 (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 8,000 株とし、うち普通株式 5,500 株、 <u>甲種株式 2,500 株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第 6 条 当会社の発行可能株式総数は 8,000 株と <u>す</u> る。
第 7 条～第 9 条 (条文省略)	第 7 条～第 9 条 (現行どおり)
<u>第 3 章 種類株式</u>	第 3 章 (削除)
<u>(甲種株式)</u> 第 10 条 当会社の発行する甲種株式の内容は下記のとおりとする。 <u>(1) 甲種株式を有する株主は、株主総会において議決権を有しない。</u> <u>(2) ①甲種株式は、毎事業年度において、</u>	

普通株式に優先して剰余金の配
当（優先配当）を受ける。

②甲種株式は、毎事業年度におい
て、普通株式の配当率に5%を上
限として上乗せした優先配当率
で剰余金の配当を受ける。

(3) 当該事業年度における剰余金の配当
金額が、前号の優先配当金額に達しな
いときであっても、次年度以降におい
てその不足額を填補しない。

(普通株式を対価とする取得条項)

第 11 条 当社は、取締役会の決議で定める日
をもって、甲種株主及び種類登録株式質権者
の意思にかかわらず、いつでも種類株式の
全部又は一部を取得し、当社はこれと引
換えに、甲種株式 1 株につき当社の普通
株式 1 株を甲種株主に交付することがで
きる。

(普通株式を対価とする取得請求権)

第 12 条 甲種株主は、平成 23 年 2 月 3 日（木曜日）
から平成 43 年 2 月 3 日（月曜日）まで、
当社に対して、甲種株式 1 株につき当会
社の普通株式 1 株を対価として、種類株主
の有する種類株式を取得することを請求
することができる。

(種類株主総会の決議)

第 13 条 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に
掲げる行為をする場合においては、法令に
別段の定めがある場合を除くほか、甲種株
主を構成員とする種類株主総会の決議を
要しない。

2 第 14 条から第 18 条第 1 項までの規定及び
第 19 条の規定は、甲種株式にかかる種類
株主総会にこれを準用する。また、第 18
条第 2 項の規定は、会社法第 324 条第 2 項
の規定による甲種株式にかかる種類株主
総会の決議にこれを準用する。

第 4 章 株主総会 ～ 第 8 章 情報
第 14 条～第 37 条（条文省略）

第 3 章 株主総会 ～ 第 7 章 情報
第 10 条～第 33 条（現行どおり）

以上